

公安委員会

説明資料No.

1

国家公安委員会委員長に対する
保有個人情報開示請求に関する
決定について

平成24年9月20日

国家公安委員会会務官

(略)

| | | |
|----------------------------|--|---|
| <p>公安委員会 説明資料No. 2</p> | <p>警備業の要件に関する規則等の 一部を改正する規則案について</p> | <p>平成24年9月20日 企画分析課 生活安全企画課 交通企画課</p> |
|----------------------------|--|---|

1 改正の趣旨

第180回国会において成立した労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、警備業の要件に関する規則ほか5規則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

改正法の施行により、労派法の名称が次のとおり改められることから、これに併せて以下の条項中の同法の名称を改める。

現 行：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

改正後：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

- (1) 警備業の要件に関する規則第1条第3号及び第2条第38号
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条第38号
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条第38号
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第38号
- (5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条第38号
- (6) 確認事務の委託の手續等に関する規則第3条第38号

※ 上記(3)は、暴力団の指定要件の一つである犯罪経歴保有者の人数比率の算定基準となる罪（暴力的不法行為等）として労派法違反（無許可営業等）を規定。

※ その他は、警備業の認定、風俗営業の許可、銃砲等の所持の許可、自動車運転代行業の認定及び放置車両の確認等の事務の委託を受ける法人の登録の欠格事由に係る罪として労派法違反（無許可営業等）を規定。

3 施行期日

平成24年10月1日（改正法の施行の日）

1 対象特定事業者

電話受付代行業者

名称：

事務所：大阪府大阪市

2 本件の端緒

大阪府警察と岡山県警察が合同で捜査した広域的なシステム金融業者による出資法違反事件の捜査過程において、当該特定事業者が兼業する郵便物受取サービス業に係る契約について顧客の本人確認義務違反の疑いがある旨の報告を受けたことから、大阪府警察に対して調査を指示したところ、電話受付代行業に係るサービス契約についても同様の違反の疑いが判明したことによる。

3 調査結果

当該特定事業者に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第17条第2項に基づき報告徴収を行った結果、以下の事実が認められた。

(1) 本人確認義務違反（法第4条第1項及び第2項）

平成20年3月1日（法の全面施行日）から平成24年6月30日までの間に82件の電話受付代行業に係る役務の提供のための契約を締結しているが、当該契約中、72件の契約に関して本人確認を適正に行っていなかった。

(2) 本人確認記録の作成・保存義務違反（法第6条第1項及び第2項）

上記(1)の契約の全てに関して、本人確認記録の作成及び保存を適正に行っていなかった。

(3) その他

法上の義務を的確に履行するための体制整備等必要な取組を行っておらず、犯罪に利用されることを防止するためにも、早期の法令遵守体制の確立が求められる。

4 所管行政庁（総務大臣）への意見陳述

所管行政庁（総務大臣）に対し、当該特定事業者に対する違反是正のため、関係法令の理解と遵守の徹底等所要の措置をとる必要がある旨の意見陳述を行うものである。

5 その他

当該特定事業者は、郵便物受取サービス業に関しても法に違反していると認められることから、所管行政庁（経済産業大臣）に対し、同様の意見陳述を行う。

公安委員会

説明資料No. 4

警察庁長官に対する異議申立てに係る
決定及び開示請求に係る決定について
(行政機関情報公開法関係)

平成24年9月20日

総務課

(略)

1 開催の趣旨

本フォーラムは、犯罪被害者支援に携わる警察、関係機関及び民間被害者支援団体等における知見・技能の向上と緊密な連携を強化するとともに国民の犯罪被害者支援に対する理解と共感の気運の増進を図ることを目的として、平成8年から毎年秋に開催しており、今回で17回目を迎える。

※ 参加者～約500人

(都道府県警察、国・地方の行政機関、民間被害者支援団体、被害者学研究者、弁護士、精神科医、臨床心理士など)

2 日時

平成24年9月28日(金) 13:30～18:00

3 会場

飯野ビル「イイノホール」(東京都千代田区内幸町2丁目1番1号)

4 主催

警察庁、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク
日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金

5 後援

内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省等

6 来賓

国家公安委員会委員長、日本弁護士連合会会長

7 主な内容(別紙参照)**(1) 開会式**

※ 犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰

各都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害者支援活動の活性化を図るため、多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官と認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークの代表者との連名表彰等を新設し、本年のフォーラムから実施するもの。

(2) パネルディスカッション

テーマ:「子どもの犯罪被害とその支援」

① 「私の犯罪被害 ～親と子の立場から～」

※ 犯罪被害によって「子どもを亡くした親、親を亡くした子ども」という立場にある被害者遺族が体験と支援の在り方を討議する。

② 「子どもの性犯罪被害とその支援」

※ 性犯罪被害に焦点を当て、その被害者支援活動に携わる関係機関・団体の連携の在り方を討議する。

1 目的

防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互間の連携の一層の緊密化を図ることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

2 期間

平成24年10月11日（木）から20日（土）までの10日間

3 主催

警察庁、都道府県警察、(公財)全国防犯協会連合会、都道府県防犯協会及び都道府県暴力追放運動推進センター

4 運動重点

警視庁及び各道府県警察本部並びに警察署において地域住民等の安全・安心を脅かしていると認められる種類の犯罪、あるいは、子ども、女性、高齢者等、被害者層に着目し、最も適切と認められる事項を選定。

[選定上位運動重点]

| | 警察本部 | 警察署 |
|---|---------------|----------|
| 1 | 子どもと女性の犯罪被害防止 | 自転車盗防止 |
| 2 | 振り込め詐欺防止 | 振り込め詐欺防止 |
| 3 | 侵入盗防止 | 車上狙い防止 |

5 平成24年全国地域安全運動中央大会

- (1) 日時 9月27日（木）午後2時00分～（於：明治記念館）
 (2) 主催 警察庁及び(公財)全国防犯協会連合会
 (3) 祝辞 国家公安委員会委員長
 (4) 表彰 防犯栄誉金章 94人
 防犯功労団体 37団体
 功労ボランティア 30団体
 ポスター最優秀賞 4作品(人)
 標語最優秀賞 4作品(人)

6 「安全・安心なまちづくりの日」関連行事

平成17年12月開催の犯罪対策閣僚会議において、10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」に決定。以下の関連行事を開催。

- 安全・安心なまちづくり関係功労者表彰 10月11日(木)
 ○ 防犯ボランティアフォーラム 10月20日(土)

1 日本証券業協会の概要

日本証券業協会（以下「協会」という。）は、証券会社（276社）、登録金融機関（都市銀行等217機関）等を会員とする認可金融商品取引業協会であり、その目的は、有価証券の取引等を公正かつ円滑にし、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することである。

協会はこれまで警察と連携して、反社会的勢力の排除、利殖勧誘事犯の予防活動等に取り組んでおり、今後、投資を勧誘する詐欺の未然防止に向けた啓発活動等を強化することとしている。

2 協会と連携した啓発活動

生活安全企画課長及び生活経済対策管理官から協力を要請（8月13日）し、協会と警察は次の活動を実施する予定である。

- ・ 注意喚起ポスターの作成（協会名義で、後援は当庁、金融庁及び消費者庁）
- ・ 主要全国紙への広告掲載（協会名義）
- ・ 協会の「未公開株通報専用コールセンター」の体制強化
- ・ 各都道府県警察との合同キャンペーン（9月から10月にかけて順次）



3 PRイベントの実施

協会は9月24日から27日までを「未公開株等詐欺撲滅週間」として、注意喚起活動を特に強化することとしており、期間中にPRイベントを実施することとしている。

- ・ 開催日時 平成24年9月25日(火)午前11時から約1時間
- ・ 開催場所 丸ノ内オアゾ○○広場（東京都千代田区丸ノ内1-6-4）
- ・ 主催者等 主催～協会、協力～警察庁・警視庁・金融庁
- ・ 内容 主催者挨拶（協会会長）
来賓挨拶（警察庁長官官房審議官（刑事局担当））
ゲスト（タレント）らによる注意喚起アトラクション
啓発グッズ配布 など

4 備考

特殊詐欺及び利殖勧誘事犯の予防活動強化推進期間（11月予定）の実施の際も、協会に協力を要請する予定である。

1 サイバー犯罪の検挙状況

[1頁]

平成24年上半期のサイバー犯罪の検挙件数は3,268件(前年同期比+755件、+30.0%)。

(1) ネットワーク利用犯罪

ネットワーク利用犯罪は2,930件(前年同期比+569件、+24.1%)で、半期統計過去最高。

○ 児童買春・児童ポルノ法違反(ポルノ)は530件(+177件、+50.1%)。

○ ネットワーク利用詐欺は401件(+16件、+4.2%)。

うち、インターネット・オークション利用詐欺は88件(-117件、-57.1%)で、平成21年以降大幅に減少。

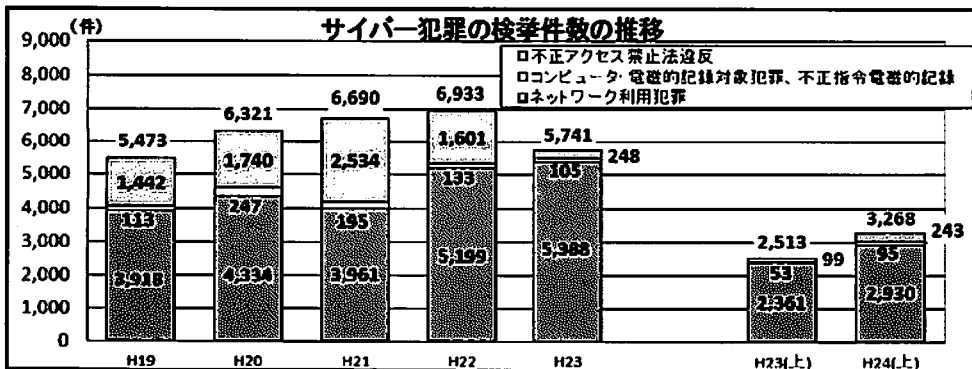
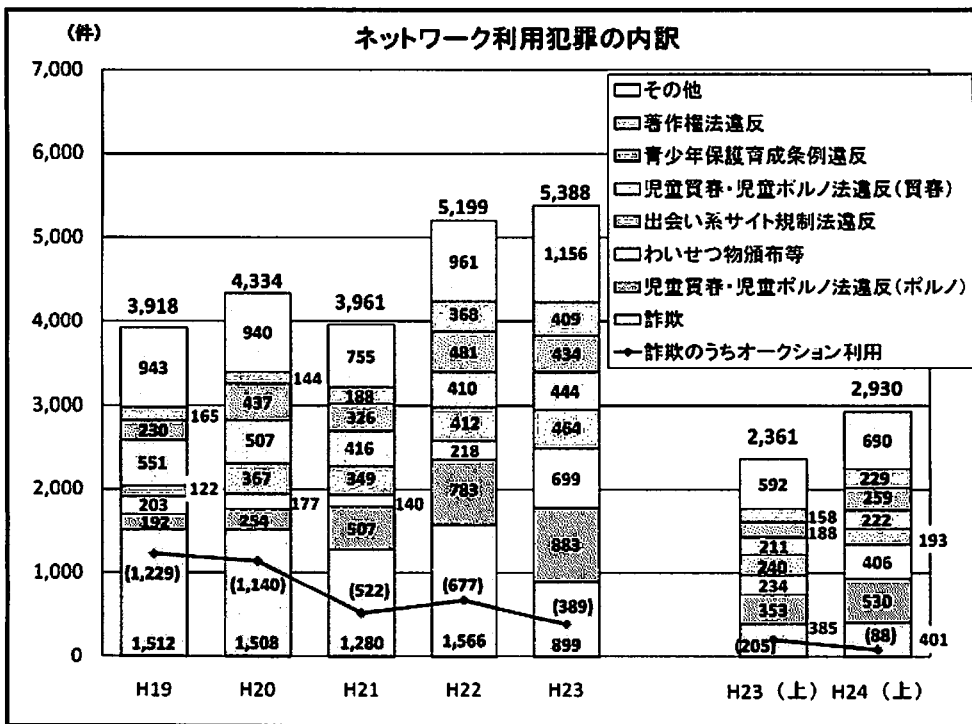
(2) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等

刑法に規定されるコンピュータ・電磁的記録対象犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪の検挙件数は95件(前年同期比+42件、+79.2%)。

○ 不正指令電磁的記録に関する罪(ウイルス罪)は26件。

(3) 不正アクセス禁止法違反

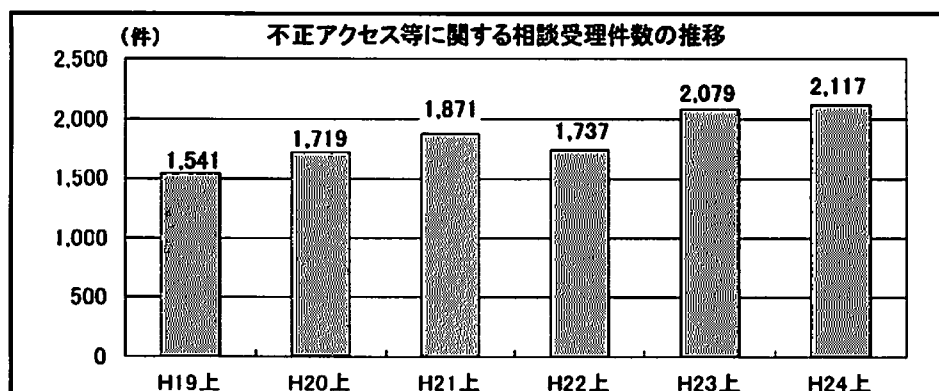
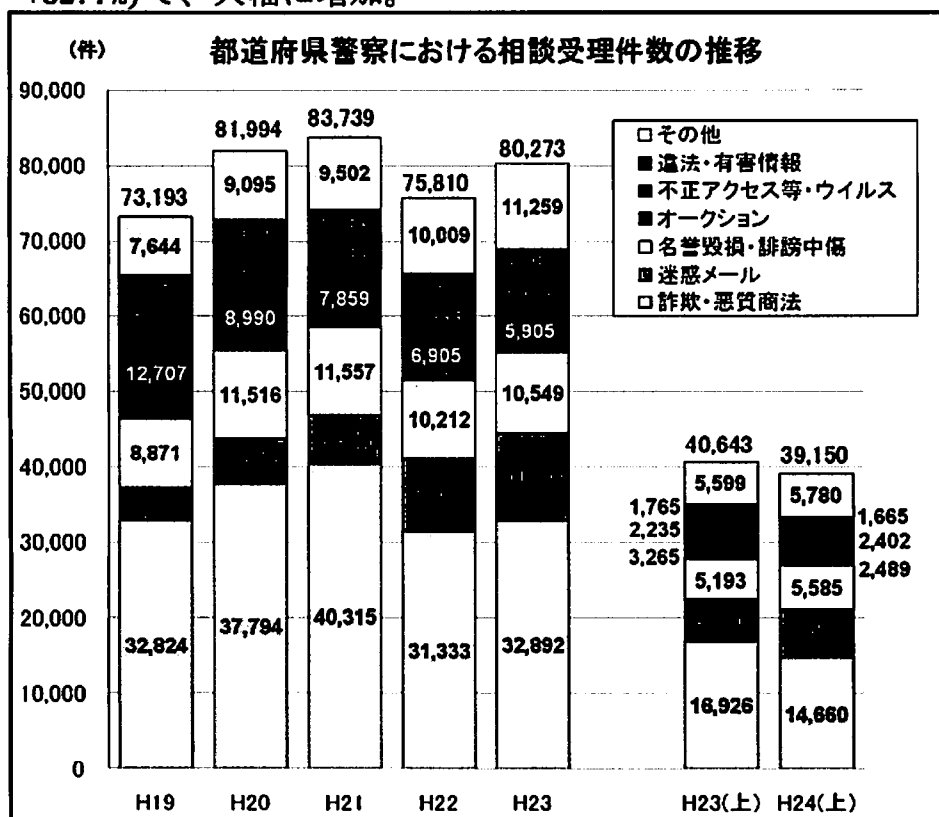
不正アクセス禁止法違反は243件(前年同期比+144件、+145.5%)。



2 サイバー犯罪等に関する相談状況

平成24年上半期に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は39,150件(前年同期比-1,493件、-3.7%)。

- 詐欺・悪質商法に関する相談は14,660件(-2,266件、-13.4%)。
- 迷惑メールに関する相談は6,569件(+909件、+16.1%)で、平成14年以降、増加傾向。
- インターネット・オークションに関する相談は2,489件(-776件、-23.8%)で、平成17年をピークに減少傾向。
- 不正アクセス等に関する相談は2,117件(+38件、+1.8%)で、依然として高い水準で推移。
- コンピュータ・ウイルスに関する相談は285件(+129件、+82.7%)で、大幅に増加。



3 今後の対策

(1) 改正不正アクセス禁止法の的確な運用

- 本年5月1日にフィッシング行為の違法化等を盛り込んだ不正アクセス禁止法が施行された。今後も本法を的確に運用し悪質な不正アクセス事犯の検挙を推進する。
- 潜在化、巧妙化するサイバー犯罪に的確に対処するため、

警察と民間事業者がそれぞれの活動目的や立場を相互に理解し、協力し合うことによってそれぞれの責務を適切に果たす共同対処を推進する。

(2) 不正指令電磁的記録犯罪(ウイルス罪)への的確な対処

昨年刑法一部改正により「不正指令電磁的記録に関する罪(ウイルス罪)」が新設されており、最近ではスマートフォンを狙ったウイルスが新たに出現していることから、今後も先制的な検挙を行うための、情報集約や分析、取締体制の整備を推進する。

(3) 違法情報等の取締りの強化

○ 昨年より運用を始めて大きな成果を挙げている全国協働捜査方式を今後も継続し、インターネット上の違法情報・有害情報の取締りを強化する。

○ ファイル共有ソフト事犯、迷惑メール事犯等について、効果的な検挙を推進する。

(4) 被害防止対策の推進

児童の犯罪被害防止や、架空・不当請求や電子掲示板利用の取引等に起因する詐欺・悪質商法の被害防止対策等を重点にした講習会の開催など広報啓発活動を推進し、国民への注意喚起を促進する。

(5) サイバー犯罪に関する相談窓口の充実強化

不正アクセス事犯など潜在化傾向にあるサイバー犯罪について、迅速かつ的確な取締りや被害防止対策を行うため、今後も相談窓口の体制整備と充実強化を推進する。

(※ 別紙省略)

1 右翼等の動向等

(1) 情勢

これまでも尖閣諸島が我が国の領土であることをアピールする目的等で右翼等が上陸を企図する中、8月19日に東京都議会議員ら10人が上陸。これに刺激された右翼等に対して警備諸対策を継続中。

(2) 邦人による魚釣島への上陸事案

会社社長2人が、9月18日、借り上げた漁船から海に飛び込み、泳いで順次魚釣島に上陸し、同島で約1時間程度滞在したもの。

2 中国における動向等

(1) 中国国内における反日デモの発生状況

我が国政府の尖閣諸島国有化(9月11日)以降、中国各地で連日、反日デモが発生。16日(日)には最大規模となり、約100都市で約10万人が参加。一部が暴徒化し、日系企業が放火等の被害を受けた。

(2) 中国公船等の動向

9月14日、中国海洋監視船6隻が尖閣諸島周辺の我が国領海に相次いで侵入したほか、18日にも海洋監視船等が周辺海域に10隻余出現した。周辺海域で多数の中国漁船が操業を行うとの一部報道があったが、今のところ領海に侵入した中国漁船は確認されていない。

3 サイバー攻撃事案の発生等

(1) サイバー攻撃予告等

中国のハッカー集団の掲示板等において、攻撃対象として日本の行政機関や重要インフラ事業者等が掲示されたほか、中国の大手チャットサイトでは、攻撃予告や攻撃ツール等に関する書き込みがなされている。

(2) サイバー攻撃事案の発生状況

裁判所等のウェブサイトが中国の国旗や尖閣諸島問題に関連する画像等に改ざんされたほか、攻撃対象として掲示された総務省統計局、政府インターネットテレビ等のウェブサイトが一時的に閲覧困難となった。

(3) 警察の対応

サイバーフォースセンター等において、関連する掲示板やチャットサイト等の監視態勢を強化するとともに、内閣官房と連携し、攻撃対象として掲示された組織に対する注意喚起を実施。